

エコアクション21

環境活動レポート

(令和元年度版)

運用期間 令和元年4月 ~ 令和2年3月



株式会社 西日本ガラスリサイクルセンター
令和2年4月6日発行

環境方針

環境理念

当社は、日々進化・多様化されるガラス製品に対し、主体となる製造業としての技術・販路を活かすことにより、ガラスの100%リサイクルを図ります。

「もったいない」の精神で、ガラス to ガラスによる循環型社会の構築に貢献し、環境保護につながると考えます。

- 1) 新規性と独自性を追求し、循環型社会・低炭素社会の構築に寄与します。
- 2) 環境関連法規等を確実に遵守します。
- 3) 単なる廃棄物処理業を行うのではなく、環境負荷の低減に寄与することをめざします。
- 4) 事業主体の体制、財務状況の健全性、原材料、製品等の販路を確保し、常に安定かつ継続的な事業活動を発揮します。
- 5) 他の環境産業施設との連携による相乗効果を発揮します。
- 6) 労働安全面、防災面などの安全性を十分に確保します。
- 7) 地域に開かれた事業所として情報公開、施設公開を徹底します。
- 8) 地方自治体の一般廃棄物処理基本計画に則った事業活動を展開します。
- 9) 低炭素社会への取り組みを積極的に進めます。

行動指針

- ・二酸化炭素排出量の削減
 - ① 工場施設稼働電力量の削減
 - ② 事務所使用電力量の削減
 - ③ ヤード重機使用燃料の削減
- ・再資源化量増大（受入産廃量増大による間接的CO₂排出量削減寄与）
- ・最終処分廃棄物（埋立・焼却）量の削減
- ・工場の高稼働率維持（装置故障による計画外停止時間削減）
- ・グリーン調達の拡大

2016年12月28日制定

株式会社西日本ガラスリサイクルセンター

代表取締役社長 飯室 聖二

1. 事業の概要

(1) 事業所名、代表者、法人設立年月日、及び資本金

- ① 株式会社西日本ガラスリサイクルセンター
- ② 代表取締役 飯室聖二
- ③ 法人設立年月日 平成 23 年 7 月 20 日
- ④ 資本金 200 万円

(2) 所在地

本社 北九州市小倉北区紺屋町 13-1
響工場 北九州市若松区響町 1 丁目 105 番 20 号

(3) 環境管理責任者氏名並びに連絡先

環境管理責任者 技術顧問 河村豊
TEL: 093-771-5007
Web ページ: <http://www.wjgrc.jp/>

(4) 事業内容

- ① ガラス原料卸売業
- ② ガラス製品加工素材製造業
- ③ 産業廃棄物処分業
- ④ 産業廃棄物収集運搬業（令和元年度取得）
- ⑤ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(5) 事業規模

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
売上高	百万円	136	160	178
従業員数	人	8	9	9
事業所面積	m ²	6,173	6,173	6,173

(6) 事業年度

11 月 1 日～翌年 10 月 31 日

（活動レポートの対象期間は、令和元年 4 月～令和 2 年 3 月）

(7) 認証・登録範囲

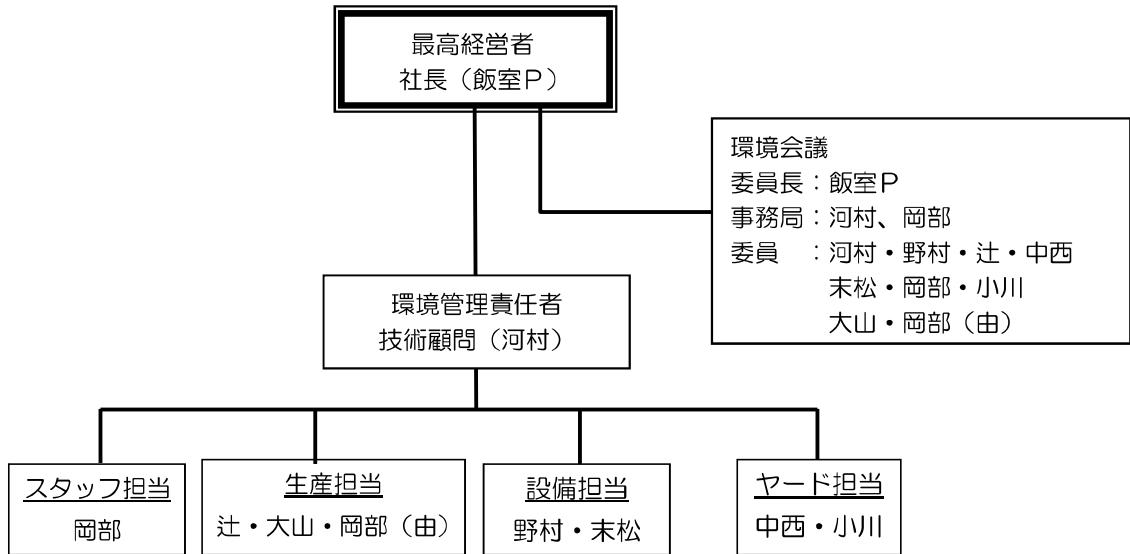
株式会社西日本ガラスリサイクルセンターの本社及び響工場の全組織・全活動

(8) 処理実績（令和元年度）

上記（4）事業内容に記載の①、②、③に関わる処理実績は、次の通りである。

仕入れ区分	有価仕入	産廃受託	合計
処理量（トン/年）	10,382.8	2,598.2	12,981.0

2. 組織図及び認証・登録範囲（全組織・全活動の実施体制は以下のとおり）



3. 当年度及び中期環境目標

環境方針に対応して各部門で取組む目的、目標は表 3.1 に示す。

表 3.1 各部門の目的、目標

環境方針	環境目的	環境目標	実施部門
1)循環型社会・低炭素社会の構築 3)環境負荷の低減	(ガラスくず)産業廃棄物量受入量増大により、ガラス原料の新材 料製造に関わるCO ₂ 排出量の削減に寄与する。 全ての事業活動に省エネの観点から取り組み、使用電力量削減、並びに使用燃料削減に努める。	① 年間の受入量増大は前年実績の3%増 ② 3年間で計画時前年度の10%増 ① 再資源ガラス製品の年間単位重量に対する使用電力量を対前年比1%削減 ② 3年間で計画時前年度の3%削減 ① ヤード受入ガラスの年間単位重量に対する重機類使用燃料を対前年比1%削減 ② 3年間で計画時前年度の3%削減 ① 事務所の年間使用電力量を対前年比1%削減 ② 3年間で計画時前年度の3%削減	全 社 生産担当 ヤード担当 スタッフ担当
5)他の環境産業施設との連携による相乗効果	自社内再資源化原料ガラス加工において発生するガラスくず(産廃品)の埋立処分量を削減し、他の再資源原料化の連携を図る。	① 年間削減量は、前年実績の1%増 ② 3年間で計画時前年度の3%増	生産担当
6)労働安全面、防災面などの安全性を十分に確保	労災ゼロ時間の継続 設備機器の損傷停止ゼロ化	① 労災ゼロ時間の常態化 ② 機器の予防保全による故障停止ゼロ化	生産担当 設備担当
9)低炭素社会への取組	グリーン購入による寄与	廃油再生燃料、事務用品・消耗備品類調達	全 社

基準年度及び令和元年度に亘る中長期の環境目標を表3.2に示す。

表3.2 基準年度及び令和元年度に亘る中長期環境目標

環境目標(注1)		単位	平成28年度 (基準年度)	平成29年度 目標	平成30年度 目標	令和元年度 目標
1	二酸化炭素排出量の削減(注2)	kg·CO ₂	49,743	49,246以下 (1%)	48,748以下 (2%)	48,250以下 (3%)
1)	工場施設稼働電力量の削減(注3)	Kwh	34,835	34,487以下 (1%)	34,148以下 (2%)	33,790以下 (3%)
	2)事務所使用電力量の削減(注3)	Kwh	3,871	3,832以下 (1%)	3,794以下 (2%)	3,755以下 (3%)
	3)ヤード重機使用燃料の削減	L	11,156	11,044以下 (1%)	10,933以下 (2%)	10,821以下 (3%)
2	再資源化量増大(間接的CO ₂ 削減)	ton	2,323	2,393以上 (3%)	2,462以上 (6%)	2,555以上 (10%)
3	廃棄物(埋立・焼却処分)量の削減	ton	582	576以下 (1%)	570以下 (2%)	565以下 (3%)
4	総排水量の削減	m ³	162	162以下 (現状維持)	162以下 (現状維持)	162以下 (現状維持)
5	工場稼働率(注4)の高レベル維持	%	100	100	100	100
1)	労災ゼロ時間の継続	hr	0	0	0	0
	2)故障停止時間ゼロ化	hr	0	0	0	0
6	グリーン認定の拡大	—	実行	実行	実行	実行

(注1)弊社事業において、化学物質の使用は無く、化学物質使用量に関する目標は設定していない。

(注2)カッコ内数値は、基準年度排出量に対する削減比率、数値は排出総量。

CO₂排出係数は、電気事業者別排出係数(九州電力(株)H26年度実績 0.598kg·CO₂/kwh)使用

(注3)事業所全体使用量の90%は工場施設稼働電力、10%が事務所

(注4)稼働率=(実稼働時間)／(予定稼働時間)

4. 当年度の主要な環境活動計画

表4.1 令和元年度 環境活動計画

1. 二酸化炭素排出量の1%削減

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 工場施設稼働電力量の削減	① 空気冷却器の時間短縮	野村				
	② 停止の消灯					
	③ LED照明機器の導入					
2 事務所使用電力量の削減	① 停止の消灯(無駄照明の消灯)	岡部				
	② エアコン運転の合理化(窓、設定温度)					
3 ヤード重機使用燃料の削減	① 喬エネ運転の節約	辻				
	② リフト運転と搬送方法の見直し					

2. 再資源化量増大(間接的CO2削減)

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 ガラスくず破碎処理量の増大	① 受託量拡大の営業活動	社長				
2 合せガラス破碎処理量の増大	① 受託量拡大の営業活動	社長		1. 記載事項に同じ		
3 銀團くず回収量の増大	① 受託量拡大の営業活動	社長				

3. 廃棄物(埋立・焼却処分)量の削減

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 ガラスくず埋立量の削減	① リサイクル業者への引渡量拡大	中西				
2 塑料チック類埋立・焼却量の削減	① リサイクル業者への引渡量拡大					
3 金屬くず回収量の増大	① 有価引取り量の増大					

4. 総排水量の削減

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 総排水量の削減	① 事務所内の生活用水の節水	岡部				
	② 工場棟内の清掃・防塵散水の節水	末松		1. 記載事項に同じ		

5. 工場稼働率の安定的維持

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 労災ゼロ時間の継続	① ヒヤリ・ハット情報共有と安全環境点検	野村				
2 預防保全による故障停止短縮	① 始業・終業点検実行、異常項目の早期検知 ② 消耗部品・交換部品の累積運転時間等リスト化とチェック	末松		1. 記載事項に同じ		

6. グリーン調達の拡大

取組目標	活動項目	責任者	活動計画			
			4~6月	7~9月	10月~12月	1月~3月
1 グリーン調達品拡大	① 事務用品・工場消耗用品調査 ② 軽油燃料の廃油再生品適用性調査	岡部 辻		対象物調査と適用性評価により導入		

5. 目標の実績

令和元年4月～令和2年3月の期間の目標に対する実績を表5.1(1)及び表5.1(2)に示す。表5.1(1)は総量ベースでの実績であり、表5.1(2)は原単位ベースでの実績である。

表5.1(1) 令和元年4月～令和2年3月の実績評価(総量ベース)

環境目標	単位	平成28年度 (基準年)	令和元年度 目標	令和元年度 実績	判定 (目標に対する増減率)	
1 二酸化炭素排出量の削減(注1)	kg·CO2	49,743	48,250 以下	66,145	-37.1%	増×
1)工場施設稼働電力量の削減(注2)	Kwh	34,835	33,790 以下	31,792	5.9%	減○
2)事務所使用電力量の削減(注2)	Kwh	3,871	3,755 以下	3,532	5.9%	減○
3)ヤード重機使用燃料の削減	L	11,156	10,821 以下	17,144	-58.4%	増×
4 総排水量の削減	m ³	162	162 以下	216	-33.3%	増×
5 工場稼働率(注3)の高レベル維持	%	100	100	100		
1)労災ゼロ時間の継続	hr	0	0	0	100%	
2)故障停止時間ゼロ化	hr	0	0	0	100%	
6 グリーン調達の拡大	—	—	実行	実行	—	

(注1)カッコ内数値は、基準年度排出量に対する削減比率、数値は排出総量。

CO2排出係数は、電気事業者別排出係数(九州電力(株)H26年度実績 0.598kg·CO₂/kWh)使用

(注2)事業所全体使用量の90%は工場施設稼働電力、10%が事務所

(注3)稼働率=(実稼働時間)/(予定稼働時間)

表5.1(2) 令和元年4月～令和2年3月の実績評価(原単位ベース)

環境目標		単位	平成28年度 (基準年度)	令和元年度 目標	令和元年度 実績	令和元年度 原単位評価
1	二酸化炭素排出量の削減	kg・CO ₂	49,743	48,250 以下	66,145	目標値に対して 0.39未達
	(原単位ベース)	kg・CO ₂ /ton	4.85	4.71	5.10	
2	工場施設稼働電力量の削減	Kwh	34,835	33,790 以下	31,792	目標値に対して 0.85削減
	(原単位ベース)	Kwh/ton	3.40	3.30	2.45	
3	ヤード重機使用燃料の削減	L	11,156	10,821 以下	17,144	目標値に対して 0.20未達
	(原単位ベース)	L/ton	1.09	1.06	1.32	
4	再資源化量増大(間接的CO ₂ 削減)	ton	2,323	2,555 以上	2,598	目標に対して 4.9ポイント未達
	(原単位ベース)	(%)	22.7%	24.9%	20.0%	
5	廃棄物(埋立・焼却処分)量の削減	ton	582	565 以下	1,347	目標に対して 4.9ポイント未達
	(原単位ベース)	(%)	5.7%	5.5%	10.4%	
6	総排水量の削減	ton	162	162 以下	216	目標に対して 0.1ポイント未達
	(原単位ベース)	(%)	1.6%	1.6%	1.7%	
基準年度取扱い総量 (購入+産廃)		ton	10,246	10,246	12,981	2,735トン増大

6. 環境活動計画の取組結果とその評価

6-1. 二酸化炭素排出量の削減

1) 電力使用量の削減

- 事業所全体の積算電力計で使用電力量を計測しているため、工場棟と事務棟は電気設備容量割合（工場棟：90%、事務棟：10%）の内分比率で各月の目標設定の上、評価実施。
- 電力総使用量は、工場棟照明を平成28年度当時の水銀灯から平成29年度にLEDに変更した効果により、総量ベースでの令和元年度目標に対して更に約6%弱削減が達成できた。
- 取扱い総量に対する原単位評価では、目標値に対して、0.85Kwh/ton の削減ができた。

2) ヤード重機使用燃料の削減

- 軽油燃料の使用実績は、目標に対して、総量ベースでの目標を更に58.4%超える未達の結果となった。平成28年度基準年での事業の業態が大きく、変化しており、破碎機処理以前の重機での前処理作業量が増大していることに起因している。
- 原単位ベースでは、目標値に対して、0.26L/ton の未達となった。重機運転の効率化に努める必要性を痛感している。

3) 二酸化炭素排出量の評価

- 二酸化炭素の排出量は、総量ベースで目標値に対して、37.1%の未達となった。重機燃料の増大化が主因であり、作業内容・方式の改善検討が必要と評価している。
- 原単位ベースでは、目標値に対して、0.39kg・CO₂/ton の未達結果となった。

6-2. 再資源化量増大(間接的CO₂排出削減)

- 産業廃棄物としての廃ガラス製品の受入量を増大することにより、リサイクル原料拡大での間接的CO₂排出抑制を目指して、2,555トン以上の産廃受入を目標とした。
- 実績は、目標を1.7%上回る2,598トンであった。

6-3. 廃棄物最終処分（埋立、焼却処分）量の削減

- ・受入産業廃棄物埋立て処分量の目標としては、565トンを設定していた。
しかしながら、結果は、1,347トンと大幅増加であった。
リサイクル不可能なガラスくず製品の受入が多く、改善の検討を次年度の課題とした。

6-4. 総排水量の削減

- ・目標値に対して、33.3%未達の216m³の結果となった。

6-5. 工場稼働率の高レベル維持

- ・労災に関わるような事故停止は、発生しなかった。
- ・選別処理、及び破碎処理の機械装置類においても、計画外の故障停止は発生しなかった。

6-6. グリーン調達の拡大

- ・事務用品であるファイル並びにびコピー用紙などについて、導入を定常化した。

7. 次年度の取組内容

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可取得により、本業務に関わる環境負荷低減活動を取り込む。
- ・令和2年度と基準年度とする3ヶ年の中長期目標を設定して、引き続き以下の活動に取り組む。
 - ①使用電力量の削減は、生産量に対する原単位基準として、評価を行う。
 - ②重機燃料の削減評価に関して、重機毎の給油量の管理などを検討する。
 - ③埋立・焼却廃棄物の発生量削減に努める。
- ・従業員に対する環境教育の範囲を広める。（廃掃法、リサイクル法、技術的事項など）
- ・地域に対して実施可能な環境ボランティアの内容を検討する。

8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

- ・環境関連法の遵守状況をチェックの結果、違反は無し。
関係当局よりの違反の指摘、利害関係者からの訴訟等も当社創立以来（5年間）無し。

9. 代表者による全体評価と見直しの結果

- ・環境目標のレベルは妥当であり、全員出席の環境会議による取組も効果有りと判断している。
- ・次年度以降も中長期目標達成に向けて、当該年度と同様の取組を行う。

(株)西日本ガラスリサイクルセンター 産業廃棄物処分業の概要

1. 許可の内容

- ① 許可番号 第07620166314号
② 許可年月日 平成29年6月15日
③ 許可の有効年月日 令和04年6月14日
④ 事業計画の概要
- ・廃棄ビン、硬質ガラス、照明ガラス等は、ガラス以外の異物を除去した後、破碎処理を行い、ビン再生製造の原材料とする。
 - ・建材板ガラス、自動車ガラス等は網線金属などを除去した破碎処理を行い、建物断熱材のファイバーガラス原料とする。
 - ・プラスチック中間膜を含有する自動車ガラスは、破碎・選別によりガラスくずと廃プラスチック類に分離回収し、ガラスくずは、建物断熱材のファイバーガラス原料とする。
 - ・液晶パネルや太陽光電池パネル等は、攪拌剥離機により、共擦り作用で蒸着金属類を剥離し、ふるい機によりガラス固体と金属蒸着微粉ガラスに分離・回収する。
- ⑤ 事業の範囲
- 【事業の区分】 • 中間処理業（破碎、破碎・選別）
- 【産業廃棄物の種類】
- ・破碎 ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、鉱さい、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 - ・破碎・選別 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 施設等の状況（8時間稼働／日）

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力（㌧/日）	処理方式	処理工程
破碎	ガラスくず	344.0	ハンマーミル破碎機	図-1
破碎	ガラスくず	144.0	ソバクトクラッシャー、 橜円振動型篩	図-2
	金属くず	11.5		
破碎・選別	ガラスくず	44.3	ソバクトクラッシャー、 橜円振動型篩	図-2
	廃プラスチック類	3.3		
破碎・選別	ガラスくず	19.2	攪拌剥離機、 円形篩	図-3
	金属くず	0.5		

【処理工程】



図-1 廃棄ビン類破碎施設処理工程



図-2 建材板ガラス等破碎施設処理工程



図-3 太陽光パネル等破碎・選別処理工程

産業廃棄物収集運搬業の施設等ならびに許可の状況

1. 施設等の状況

- ① 運搬車両の種類：キャブオーバー車（普通貨物）、最大積載量：3,300kg、1台
- ② 積替保管なし。

2. 許可の状況

- ① 許可番号 第04000166314号
- ② 許可年月日 令和 2年1月27日
- ③ 許可の有効年月日 令和 7年1月26日
- ④ 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破碎物を除く。)、
以上3品目

許可番号 第07620166314号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市小倉北区紺屋町13番1号

氏 名 株式会社 西日本ガラスリサイクルセンター

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 飯室 聖二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 29年 6月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 4年 6月 14日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、破碎・選別）

産業廃棄物の種類

破碎 ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、鉱さい、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

破碎・選別 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 6月15日 新規許可 平成29年 6月15日 更新許可

平成25年 9月27日 変更許可 令和元年 6月 5日 変更許可

平成27年 1月 7日 変更許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず 以上 1 種類
設置場所：北九州市若松区響町一丁目 105 番 20
設置年月日：平成 24 年 6 月 15 日
処理能力：1 日あたり 344 トン（8 時間）

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず、金属くず 以上 2 種類
設置場所：北九州市若松区響町一丁目 105 番 20
設置年月日：平成 27 年 1 月 7 日
処理能力：ガラスくず 1 日あたり 144 トン（8 時間）
金属くず 1 日あたり 11.5 トン（8 時間）

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず、鉱さい 以上 2 種類
設置場所：北九州市若松区響町一丁目 105 番 20
設置年月日：令和 元年 6 月 5 日
処理能力：ガラスくず 1 日あたり 17.4 トン（8 時間）
鉱さい 1 日あたり 33.6 トン（8 時間）

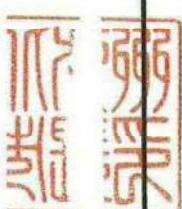
施設の種類：破碎・選別施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず、金属くず 以上 2 種類
設置場所：北九州市若松区響町一丁目 105 番 20
設置年月日：平成 24 年 6 月 15 日
処理能力：ガラスくず 1 日あたり 19.2 トン（8 時間）
金属くず 1 日あたり 0.57 トン（8 時間）

施設の種類：破碎・選別施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず（自動車合せガラスに限る。）、
廃プラスチック類（自動車合せガラスに限る。） 以上 2 種類
設置場所：北九州市若松区響町一丁目 105 番 20
設置年月日：平成 25 年 9 月 27 日
処理能力：ガラスくず 1 日あたり 44.3 トン（8 時間）
廃プラスチック類 1 日あたり 3.3 トン（8 時間）

以下余白



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市小倉北区紺屋町13番1号

氏 名 株式会社西日本ガラスリサイクルセンター
代表取締役 飯室 聖二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 1 月 27 日

許 可 の 有 效 年 月 日 令和 7 年 1 月 26 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかなこと。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）

以上3品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。